

地域における少子化対策の推進体制の充実

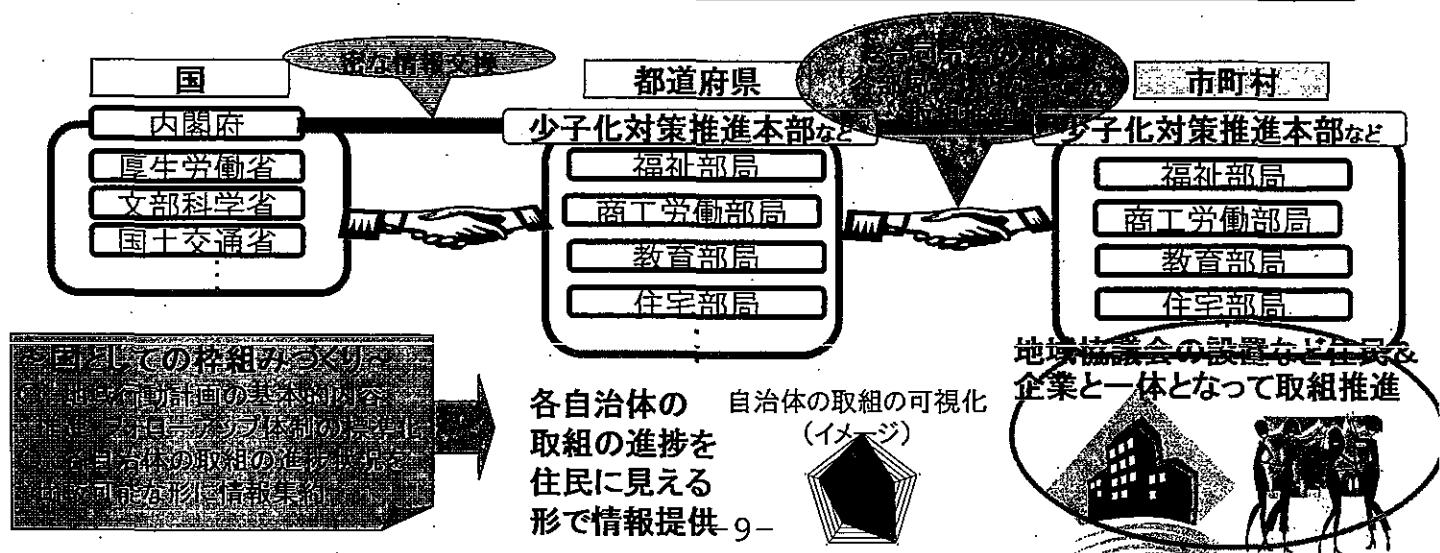
- 各自治体に少子化対策の「総合司令塔」を設置。国との間にネットワークを構築し、全国の取組状況を把握するとともに、先進的取組等の密な情報交換を実施。
- 各自治体の行動計画の枠組みを見直し、PDCAサイクルを定着。
- こうした自治体の取組状況を、住民が目に見えるよう情報発信。

従来の体制

- 各自治体での少子化対策の「総合司令塔」の機能が不十分
→ 福祉・教育・住宅・商工労働など各部局の連携が不十分（縦割り）
- 国一都道府県一市町村を結ぶ横断的なネットワークがない
→ 全国の取組状況を十分把握しきれていない
優れた自治体の先進的取組の情報が全国へ伝播しない
- 各自治体の行動計画（次世代育成支援法の地域行動計画）の内容や、推進・フォローアップ体制がまちまち
→ 住民が各自治体の取組状況を比較しにくい
PDCAサイクルが未定着

新体制

- 「重点戦略」による政策と生活の両面の「懇親」「連携」を重視し、各自治体の連携体制を充実
- 少子化対策の専門機関の「推進本部」（文部科学省等の小部）を設置
地域の企業や団体等との協働を推進
- 内閣府等と各自治体の推進本部間に情報交換の枠組みを整備
インターネット等を通じた各自治体の取組等の情報発信
- 各自治体の行動計画の内容を一見直し、フォローアップ体制を整備
PDCAサイクルの最適化と、優秀な取組の確立
- 行動計画に基づき各自治体の取組の進捗状況を、専門に基づいた評議会で定期的に情報収集
- 各自治体の取組状況の可視化機能にて
→ 住民が各自治体の行動計画改定作業を把握

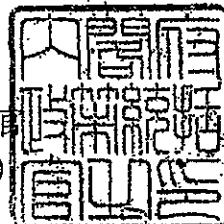




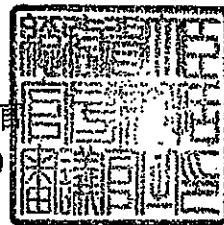
府政共生第47号
総行自第3号
雇児発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
(次世代育成支援対策担当)

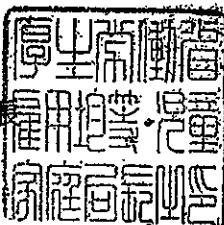
内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)



総務省大臣官房総括審議官
(政策企画担当)



厚生労働省雇用均等・児童家庭局



総合的な少子化対策の推進について

我が国は、2005(平成17)年には、出生数、出生率ともに過去最低となり(出生数106万人、合計特殊出生率1.26)、また初めて死亡数が出生数を上回る人口減少社会が到来しました。

「日本の将来推計人口(平成18年12月中位推計)」(以下「新人口推計」という。)では、2055(平成67)年には、合計特殊出生率は1.26、総人口は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子どもの数は50万人を下回る、といった厳しい見通しも示されているところです。このまま少子化が進行すると、単純な人口規模の縮小だけでなく、労働力人口が大きく減少することが予想され、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

第2次ベビーブーム世代(昭和46~49年生まれ)が30代半ばを迎えていく今、子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、急速な少子化に早急に対応していく必要があります。

こうした中、昨年12月18日「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）がとりまとめられたところです。重点戦略では、女性をはじめ、働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とするためには、妊娠・出産を機に女性の7割が離職しているという現状にみられるような就労と出産・子育てが二者択一となっている構造を解決する必要があるとし、仕事と生活の調和の推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めが必要であるとしています。

また、特に仕事と生活の調和の実現については、政府、経済界、労働界のトップと地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「憲章」、「行動指針」という。）がとりまとめられました。

政府は、今後、上記重点戦略及び憲章、行動指針を踏まえ、引き続き検討を進める（別紙参照）とともに各般の施策を展開していくこととしていますが、特に今回策定された憲章や行動指針に示された仕事と生活の調和の実現のための取組については、従来市区町村レベルの行政課題として必ずしも意識されてこなかったとの指摘もあることから、これまで以上に、保健福祉、教育、商工労働等の分野における担当部局が連携を図り、それぞれの地域における関係機関や企業などの関係者との協働体制のもとで、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しも含めた総合的な少子化対策の推進が求められるところです。

おりしも、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく現行の都道府県及び市町村行動計画が平成21年度をもって計画期間を終え、今後、次期計画の策定に向け、ニーズ調査の実施や現行計画の評価などの準備作業の開始が見込まれる時期にさしかかっているところです。

各地方公共団体、特に市区町村においては、こうした施策の動向を踏まえ、下記に示すような体制整備の構築が喫緊の行政課題であると考えられます。

貴職におかれでは、政府の少子化対策への取組の趣旨をご理解いただき、地域における少子化対策の充実のための取組を進めていただきますようお願いするとともに、各都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対しまして、この旨をご周知いただきますよう、併せてお願いします。

なお、平成20年度地方財政措置で、少子化対策への取組について、市区町村における体制整備も含め、総額において拡充の措置がなされることとされたほか、関係各省である文部科学省、経済産業省及び国土交通省に対しても、所管の関係各機関及び都道府県の各担当部署へ本通知の内容をご周知いただくようお願いしていることを申し添えます。

1 庁内の推進体制の整備

少子化対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいくことが効果的な対策を推進していく上で重要です。

このため、各地方公共団体の実情に応じて、例えば、首長の下、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置したり、これに準ずる体制を整備することにより、少子化対策を推進するための府内体制を整備することが考えられます。

既に府内体制を整備している地方公共団体におかれても、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの観点も含めた総合的な少子化対策の推進に向け、再度、構成部局等について点検を実施いただき、必要に応じて追加するなど、関係部局間の連携をより強化することが重要だと考えています。

なお、内閣府では、憲章等を推進する中核的な組織として、「仕事と生活の調和推進室」を設置いたしましたが（平成20年1月8日設置。詳しくは、「仕事と生活の調和推進室」の設置について（平成20年1月22日付内閣府仕事と生活の調和推進室参事官通知）をご参照ください。）、各都道府県におかれましては、今後の国と都道府県の密接な連携のため、担当部署のご登録をしていただきますようお願いします。

2 地域の企業や民間団体等との協働の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策は、地方公共団体のみならず、それぞれの地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、子育て支援活動を行うNPO等が、相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

このため、次世代育成支援対策地域協議会^(*)1)を活用するなどにより、当該関係者等が意見交換を行い、協働して、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革や子育て支援などを推進するための協議の場を設けることが考えられます。

※1 (参考) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(抄)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

3 点検・評価等の施策への適切な反映

少子化対策においても、各種施策が利用者である国民にとって直面している困難や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、この結果を施策の企画立案プロセスに組み込んでいくことが重要だと考えています。

このため、このような利用者の視点に立った施策の点検・評価を実施し、これを毎年度の予算編成や事業実施、あるいは次期次世代育成支援のための行動計画策定に反映させていくといった、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）サイクルを定着させる必要があると考えています。

さらに、これらの一連の過程が住民に開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域の子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられます。その際、上記1、2に掲げる体制、協議の場を活用することも考えられます。

4 住民にとってわかりやすい情報提供

地方公共団体から住民に対して情報提供する際には、住民にとって利用しやすいものとなるよう、子育て支援に関する情報提供等ができる限り集約して一元的に行うことが求められます。

また、地方公共団体の先進的な取組事例の紹介や地方公共団体間の取組状況が比較可能な形で住民にわかりやすく提供されることが重要であり、内閣府及び関係府省と地方公共団体の少子化対策推進本部との間における情報の共有化をさらに進めることが重要であると考えています。

内閣府では、仕事と生活の調和の推進など少子化対策に関する情報を集約し、国と地方が相互に情報共有を図ることができる「少子化対策連携促進サイト」を開設することを考えております。サイト開設後には、積極的にご参加、ご活用いただきますようお願いします。

※ なお、本通知に記述のある会議等の詳細については、内閣府の少子化対策ホームページに掲載されているので、ご参照願います。

(URL:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>)

〈別紙〉

政府における今後の検討の方向性（重点戦略を踏まえた社会保障審議会における審議）について

今回の重点戦略においては、今後の課題として、

- (1) 国・地方公共団体・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための制度について、具体的な検討に早急に着手すべき
- (2) これと並行して、子育て支援サービスの基盤整備や、地域・事業主の取組促進に係る当面の課題に着手すべき

とされたところです。

これを受けて、厚生労働省社会保障審議会に少子化対策特別部会が設けられ、審議を行うこととしたところです（社会的養護関係については、児童部会の社会的養護専門委員会において検討）。それぞれの部会の審議状況については、今後、適宜、各地方公共団体に情報提供することとしていますのでご承知おき願います。

少子化社会対策事業

少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」及び「子どもと家族を応援する日本・重点戦略」等を踏まえ、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、総合的な少子化対策事業に要する経費について、必要な地方交付税措置を講じる。

平成20年度事業費 730億円程度

1. 内容

- ・子育て支援事業について、従来からの財政措置を拡充し、地方公共団体の積極的な取組を支援

2. 市町村において想定される取組事例

- (1) 児童虐待防止対策の推進
 - ・要保護児童対策協議会の機能強化
- (2) 妊産婦健診費用に対する助成
- (3) 地域における子育て力の強化
 - ・地域子育て支援ネットワークの構築
 - ・児童遊園等での外遊び機会の提供
 - ・マタニティマークの普及啓発
- (4) ファミリーフレンドリー企業の普及促進
 - ・企業に対する講習会の開催や事業所内保育所の設置促進
- (5) 少子化対策推進本部の設置
 - ・少子化対策の部局横断的な「推進本部」を設置

担当 調整課 中野、森田
(内線) 3352

写

府政共生第52号
雇児総発第0122001号
平成20年1月22日

都道府県
各 指定都市 次世代育成支援対策 主管部（局）長 殿
中核市

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

少子・高齢化対策担当参事官



厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



総合的な少子化対策の推進体制の充実について（参考）

総合的な少子化対策の推進については、内閣府政策統括官（共生社会担当）、総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名による平成19年1月22日付け府政共生第47号、総行自第3号、雇児発第0122001号により、地域の少子化対策の充実のための取組を進めていただくようお願いしているところですが、取組に当たっての考え方を下記のとおり整理しましたので、御活用いただきますようお願いします。

記

1 庁内の推進体制の整備について

庁内の推進体制づくりの検討に当たって中心的な役割を果たすこととなる部局については、例えば、首長をトップとして少子化対策推進本部を設置する場合、本部長である首長の下、関係部局長から構成され、次世代育成支援担当部局長（次世代育成支援対策推進法（※）に基づく地域行動計画（以下、「地域行動計画」という。）の策定・推進において中核となって取組を進めている部局長）が、庁内の部局横断的な総合調整の役割を担う形が考えられます。

これに準ずる体制を整備する場合としては、例えば、次世代育成支援担当部局長をトップとして、関係部局長からなる少子化対策推進関係部局長連絡会議を設置するなどして定期的に関係部局が集まって検討する場を設けることなどが考えられます。